

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較(長野県)

品目 : ぶどう				
平均収入 671 万円	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>作付面積 0.5 ha</p> <p>単収 1,250 kg/10a</p> <p>販売価格 1,073 円/kg</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で1割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で1割減少</p> <p>当年収入 604万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で2割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で2割減少</p> <p>当年収入 537万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で3割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で3割減少</p> <p>当年収入 469万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で4割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で4割減少</p> <p>当年収入 402万円</p>
<p>既存制度</p>				
<p>半相殺方式 暴風雨方式 補償限度8割 共済掛金 2.1 万円 (掛け捨て)</p>	<p>① — ② —</p>	<p>① — ② —</p> <p>〔個人で収量が減少した場合に対象〕</p>	<p>① — ② 67万円</p>	<p>① — ② 134万円</p>
<p>収入保険 補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで補てん</p> <p>掛金拠出合計 19.9 万円 (保険料 4.8 万円 (掛け捨て) 積立金 15.1 万円)</p>	<p>① — ② —</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 604万円</p>	<p>① 60万円 ② —</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 597万円</p> <p>〔個人で農業収入が減少した場合に対象〕</p>	<p>① 121万円 ② —</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 590万円</p>	<p>① 181万円 ② —</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 583万円</p>

(ぶどう)

1 ぶどうの作付面積 0.5ha(果樹共済による平均引受面積)、単収 1,250kg/10a(作物統計)、販売単価 1.073 円/kg(共済平均引受単価)、平均収入 6,706,250 円と仮定して試算しています。

2 果樹共済は地域で最も加入者の多い引受方式、補償限度を選択した場合で試算しています。

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

果樹共済:半相殺特定危険8割補償方式の場合

(共済掛金)作付面積(0.5ha)×基準単収(1,250kg/10a)×補償限度(8割)

×引受単価(1.073 円/kg)×共済掛金率(0.8%)×50/100(国庫補助 50%)=21,460 円

収入保険:

(保険料)基準収入(平均収入 6,706,250 円)×保険方式の補償限度(0.8)×支払率(0.9)

×保険料率(2.0%)×1/2(国庫補助 50%)=48,285 円

(積立金)基準収入(平均収入 6,706,250 円)×積立幅(0.1)×支払率(0.9)

×1/4(国庫補助 75%)=150,891 円

※積立金は補てんに使われない限り翌年に持越

4 収入保険と既存制度(「果樹共済」と)の比較のポイントは次のとおりです。

① 対象者

「収入保険」は青色申告を行っている農業者が対象です。

② 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、ぶどうの収量減少や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象です。農産物の収穫後に出荷や販売ができなかった場合も対象となります。

「果樹共済」では、自然災害等による収量減少が対象です。果樹共済では、収穫後に出荷や販売ができなかった場合は、補てんされません。

③ 補てんの計算方法

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

「果樹共済」では、農業者ごとの収量減少を補てんします。

④ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10 割の収入減少までが補てんの対象です。

「果樹共済」では、半相殺特定危険暴風雨方式で補償限度8割のタイプは、類ごとの基準収穫量の8割を下回った場合に補てんされ、10 割の収量減少までが補てんの対象です。